

与論町公告第75号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年9月12日

与論町長 田畑 克夫



1 担当

〒891-9301 与論町茶花 1418 番地 1

与論町役場 産業課

電話 0997-97-4924

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	初年度登録/検査年月日	規格	メーカー
トラクター	1台	平成17年3月	MF2210-4C	ファーガソン
ミニホイールローダー	1台	平成17年3月	LX15	TCM
バキュームカー	1台	平成17年3月	DV1600T	

3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
令和7年9月16日～10月3日 午前9時から午後16時まで	与論町堆肥センター

4 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本町の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 与論町競争入札参加停止措置を受けていないこと
- (3) 本町もしくは国あるいはその他地方公共団体から入札等排除措置を受けていないこと

5 入札説明書等の交付場所

上記1及び与論町ホームページからダウンロード可

6 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ないもの及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でない旨の誓約書（本町交付）

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から令和7年10月3日（金）までの休日及び祝日を除く
午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所 上記1に同じ

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

落札者は、契約保証金の100分の10以上を指定期限までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

11 最低制限価格

トラクター 一金 10,000円(消費税込)

ホイールローダー 一金 5,000円(消費税込)

バキュームカー 一金 5,000円(消費税込)

12 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

令和7年10月6日(月)午前10時

(2) 入札執行の場所

与論町役場庁舎2F 会議室B

13 入札の方法

上記2の入札に付し、物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

14 入札の無効

(1) 与論町契約規則第2条第1項第9号に該当する入札

(2) 上記4入札参加資格の要件を満たしていない者による入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の乱記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

(3) 最低制限価格を下回る入札

15 落札者の決定方法

予定価格以外で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

16 その他

(1) 契約締結までに落札者が与論町暴力団排除条例に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が与論町暴力団排除条例に該当した場合は、契約の解除を行う。

17 問い合わせ先

与論町役場 産業課 電話 0997-97-4924

堆肥センター物品売払仕様書

1. (仕様書)

本仕様書は、2 に記載する売払物品の売払に関するものである。
本売払契約に関して、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、与論町契約規則、その他関係法令を遵守すること。

2. (売払物品)

品 名	数 量
① トラクター MF2210-4C (ファーガソン製)	1 台
車両の概要 車両名称：トラクター 車両型式：MF2210-4C 燃料：軽油 初年度登録年月日：平成 17 年 3 月 車両状態：オイル漏れ・ブレーキ効きづらい 譲渡証明書：発行する 鍵：有 リサイクル料金：預託無し	
品 名	数 量
② ミニホイルローダー	1 台
車両の概要 車両名称：ミニホイルローダー 車両型式：LX15 燃料：軽油 初年度登録年月日：平成 17 年 3 月 車両状態：バケット接続部損傷有り 譲渡証明書：発行する 鍵：有 リサイクル料金：預託無し	

品 名	数 量
③ バキュームカー	1 台
車両の概要 車両名称：バキュームカー 車両型式：DV1600T 初年度登録年月日：平成17年3月 車両状態：トラクター用アタッチメント 譲渡証明書：発行する リサイクル料金：預託無し	

3. (入札)

入札は、参加入札物品1品目につき1枚記入すること。

4. (使用目的等)

落札後、速やかに当局指定の誓約書に必要事項を記入、押印のうえ提出すること。
また、転売を目的とする入札の場合、古物営業法による売買資格が必要ですので、許可書の写しを提出すること。

5. (物品の引取)

- (1) 落札後、物品の引き取りについては、当局担当者と日程調整を行い、承認を得てから引き取ること。
- (2) 引取日時については、代金納入後の平日とする。日時は代金納入後調整する。
- (3) 本物品の運搬費用、再登録するための整備、手続・申請費用等はすべて買受人の負担とする。運搬時には道路交通法を遵守し、十分な安全措置を講じて搬送すること。
- (4) 物品の引取に関しては、当局担当者の指示に従い、敷地内では安全に十分気をつけ、当局の業務を妨げないこと。また、敷地内での事故については、全て買受人の責任において処理すること。

6. (車両引取に係る書類の交付)

車両引取に係る次の書類は、各種手続きが終了し、代金の納入が確認された後に交付

する。

当局が各書類を交付した際には、当局指定の受領書を提出すること。

(1) 一時抹消登録証明書（税務課申請）

7.（車両保管場所）

与論町堆肥センター敷地内

8.（引取期限）

令和7年10月17日(金) 午後17時まで

なお、期限までに引取りを完了しない時は、本町契約規則第39条を適用し、遅延利息を徴収する。

9.（見学会の日時及び場所）

入札参加を希望する者は必ず売払物品の下見を行い、「物品買受申込書」に主管局立会者の証印を受けること。主管局立会の証印のない入札は無効する。

下見日時：令和7年9月16日～10月3日 午前9時から午後16時まで

下見の場所：与論町堆肥センター

車両は長期間使用しているため、車両の老朽状況等を下見時によく確認すること。

10.（注意事項）

(1) 入札参加を希望する者は必ず現場で現物を熟覧のうえ、申込金額を見積もること。

(2) 車両は、傷や故障などがあるため、下見時によく確認すること。落札決定後の車両についての苦情などは一切認めない。

(3) 車両購入後、常識交付申請書（税務課申請）の手続きを速やかに行なうこと。

(4) 引取期限内に必ず引取りを完了すること。所有者変更記録及び一時抹消中所有者の記載のある登録識別情報等通知書の写しの提出についても期限内に必ず提出すること。

なお、正当な理由なく履行しないときは、本町契約規則により、本契約の解除を行う。

(5) 引取りに関しては、物品引取時間等について事前に当局担当者と詳細な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

(6) 買受人の責任に基づく理由により引取りを中止した場合は、本町契約規則第32条を適用し、契約保証金は本町に帰属するものとする。

(7) 本売却契約後の物品の保管については、買受人の責任とし、その物品については、災害、盗難などによる事故が発生しても、本町はその責任は一切負わな

いものとする。

- (8) 引取後の車両の故障・事故等については、本町は一切責任を負わない。
- (9) 本売却契約後、物品保管場所及び搬送中に発生した人身事故等については、買受人の責任とする。
- (10) 売却物品を不法投棄または、不法焼却しないこと。
- (11) 本仕様書について疑義のあるときは、必ず入札前に当局担当者に問い合わせ指示を受けること。落札決定後の異議申し立ては一切認めない。また、契約後においては、事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。

トラクター



ホイローダー



バキュームカー

